

民間検査機関だより

No. 20

平成元年1月26日発行

新潟県民間環境
検査機関協議会



大雪の長期予報も修正せざるを得ないような今冬の気候。

12月中旬に降雪があり、さらに長期予報では大雪とのこと。いろいろ準備をしたと思いますが、今になってみると当てが外れた思いをした人もやはり多かったようです。

何に付けても先の予測は難しいようです。

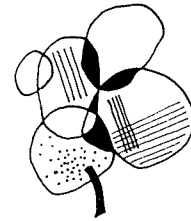
元号も「昭和」から「平成」へと変わり、4月からは消費税制度が導入されるなど今年も先行き不透明のようです。

新税制度もどのような影響を受けるのか予測はつきませんが、明るい朝日を見られるような平成元年を期待したいものです。

昭和62年度 新潟県民間環境検査機関協議会事業報告

- 昭和63年 5月25日 通常総会
昭和62年度の収支決算報告
昭和63年度の事業計画を決定
- 昭和63年 6月 8日 環境週間記念講演会（主催：
県、共催：当協議会外3団体）
- 昭和63年 9月 2日 研修会（共催：日環協関東支
部）
講師 県公害対策課
- 昭和63年11月29日 視察研修会
～30日 (財)栃木県公害防止管理協
会との交流、懇談
- 常任理事会は随時
- そ の 他
◎ 県理化学検査技術職員研修会への参加
◎ 県理化学的試験検査精度管理調査への参加
◎ 県生物検査技術職員研修会への参加

吉田課長
県工業技術センター
鈴木館長
(財)化学品検査協会
北野技術管理部長



会員が行っている主な業務

環境関連調査

- 海域海洋に関する事業
- 各種建設に係る調査
- 河川、ダム関連調査
- 工場排水に関する調査
- 飲料水に関する調査
- 騒音、振動調査
- 悪臭調査
- 地盤沈下に係る調査
- 廃棄物に関連する調査
- 大気関連調査
- 土壌汚染調査

環境影響評価 (環境アセスメント) 調査

- 公有水面埋立
- 発電所（各種）
- 各種工場及び公共施設
- 焼却場
- し尿処理施設
- 港湾
- 飛行場
- 公共下水道等
各種の立地建設に係る
調査

新年に当たって思うこと

新潟県環境保健部環境保全課長 中川 潔

新年に当たり御挨拶申し上げます。

環境保全課課長を拝命しまして、早いもので5か月が過ぎました。環境保全課ということで、自然環境、生活環境の保全がその所管ということになります。とにかく業務内容が広く、多岐に亘っているという感じがいたしております。環境アセスメント、廃棄物関係それに自然保護、鳥獣保護ということですから、例えば、浄化槽適正管理について説明を受けたかと思うと、次はトキのことで鳥獣係から復命を受けるといった具合なので、各業務についてよく理解していなければならないことは勿論のことですが、それに加えてうまい頭の切り替えと言うかそういうものが必要となるような感じがしているところであります。

新潟県民間環境検査機関協議会においては、廃棄物に関連する調査や浄化槽の検査を初めとして、環境関連全般の調査、環境影響調査の業務をおこなっている。従前から環境保全行政に多大な御協力いただいておりますが、特に浄化槽法に基づく検査については、協会会員である7機関に県指定の検査機関として取り組みいただいているところであります。

御存知のように、浄化槽は施工や日常の維持管理が適正に行われなければその機能が発揮されないことから、浄化槽法では設置後の検査、定期検査を義務付けているところです。そのため、県では浄化槽法定検査の推進について、浄化槽法定検査実施計画に沿って積極的に取り組んできておりますが、特に今年度からは法定検査の受検率向上を図るために関係機関、団体の協力を得ながら浄化槽台帳の整備と合せて、法定検査未受検者に対

する督促を含めた指導を強力に進めてきたところであります。

その結果、かなり受検申込が増えてきていますが、一方、督促や法定検査についての照会、苦情が検査機関、保健所に殺到し、その対応にたてこ舞いというように開いています。しかし、法定検査の受検は浄化槽の適正管理を図るうえで必要不可欠なので、新年度においては1年間の実績を踏まえてきめ細かな対策を講じていきたいと考えています。

現在取り組んでいる課題の一つに生活雑排水対策があります。生活雑排水が河川等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっているからです。その対策として合併処理化槽の普及促進をはじめとして各種の施策を講じています。また、環境保全、空き缶等散乱防止・美化については市町村、関係団体、事業者と連携調整をとりながら普及啓発に努めていますし、さらに、自然保護、野鳥保護思想についても自然観察会、探鳥会などを通して、その普及啓発に努めているところであります。これらの取組みを総まとめにして、環境保全の推進を図ることが必要なかなと思います。

つまり、廃棄物から鳥獣保護までと確かに所管業務が多岐に亘っていますが、これらを個々に考えるだけでなく、これらを総体として捉らえて、はじめてそれぞれの業務本来の行政目的が達成できるのではないかと考えております。

また、そういう視点が必要であると思ってきています。

交流の扉

新潟マラソン大会試走記

原稿の依頼を受けて、はて何を書こうかと悩んだ末に、ここに載せるには不適当なテーマかもしれないませんが、私が初めて参加した'88年10月10日に行われた「第6回新潟マラソン大会」の事を書いてみようと思います。

マラソン大会と言っても、私が参加したのは10kmの部で、他人から見れば何だと笑われてしまいそうですが、普段運動といえは社内を歩くぐらいの私にはかなりの距離でした。コースは、新大をスタートし国道402号線にでて、寺泊方面に向い、角田浜の手前の四郷屋海水浴場で折り返す10kmです。ちなみに、メインのフルマラソンは間瀬で折り返しとなります。

当日は、午前中一時雨が降ったものの、スタートの正午には晴れ、逆にちょっと暑い位の状態で

(財)環境技研分析センター 坂井 治 男

した。12時にフルマラソンの部がスタートした後、12時15分いよいよ10kmの部がスタートしました。参加者が多く、スタート直後から新川を渡るまでは足の踏み場も無いほどごった返していましたが、ペースはゆっくりで、右手に海と新川漁港が見えて景色が良く、なかなか気持の良いものでした。しかし、好調だったのはここまで。5km迄は何とか走れましたが、普段練習を怠っているためにもうその後はへばってしまい、挙句の果てはハーフ(20km)マラソンの選手にも追い抜かれながら、何とかゴールに辿り着くという情ない結果でした。でも、完走出来たという事で十分満足できましたし、その後のビールは最高にうまいものでした。(もっとも、その後2・3日は足の痛みで泣かされましたが……。)

へん存習慣

(財)新潟県保健衛生センター 西野 榮 作

民間検査機関の職員として仲間入りさせていただいてから、早いもので、もう3年目になります。その間、いろいろ経験しましたが、いまだに仕事のリズムを掴むことができず、会員の皆様にご迷惑をかけていることを、最初にお詫びしておきます。

さて、新年に応じない話で恐縮ですが、私は、数年前から、就眠時、ラジオを開きながら眠るのが習慣になっている。ことのおこりは、晩酌とプロ野球のナイターの相乗作用だったように思う。テレビも休日の楽しみの1つですが、平日は、疲れもあり、寝ころんで見るため、首や肩が痛くなり、又、上下のまぶたが仲良くなると画面がぼけてくる。それなら、いっそ布団にもぐり、枕の脇にポケット・ラジオを置いて聞いたほうがよいことになったのである。体が暖まると、放送の内容

がどんなものであれ、子守歌になってしまう。誠にだらしの無い毎日ですが、私には、幸せなひとときであり、ストレス解消法の1つになっている。

話は変わるが、先日、ラジオで「各国の科学者が協同して、大気中のCO₂量と気象の関係を研究することになった。」と聞いた。いよいよ地球の将来を考えた研究の開始かと、自分がやる訳でもないのに感動したのは、環境衛生に携わってきたせいだろうと思う。

私達は試験室や現場で分析作業に神経をすりへらす宿命にあるが、時には、でっかい視野でまわりを見たり、想像してみることも必要なのではないか、と思うのですが、いかがなものだろうか。

「知っている」ということについて考える

現在の社会を表すには様々な尺度が用いられると思うが、情報量の多さも、その一つに加えても差支えないだろう。多種多様な事項について個人には到底処理しきれない程の情報が、書籍・新聞・ラジオ・TVから得ることが可能である。

このような環境に囲まれていると、ついつい「知っている」と言うことについて鎖覚を起しそうである。私などもその口で、少し見聞きした事が友人達との話題にのぼると、

「ああ、それ知っている。」
という言葉がつい口から出てしまうことがある。

果して「知っている」という言葉はそう簡単に使っても良いものだろうか。又よくよく考えると「よく知っている」と日頃から信じていることも、

観新潟県環境衛生中央研究所 石倉透雄
実はそう思い込んでいるだけのことではないか。

例えば、ごく身近に感じられる物、つまり「よく知っている」と思っている物である「松の木」あたりを頭の中にある情報のみで絵で表現するでしょう。絵の出来自体は別として、「よく知っている松の木」でさえ、なかなかその特徴を正しく描くことは以外と困難である。

つまり好む好まざるとにかかわらず与えられる多量の情報を相手にするうちに、「知る」ということの意味がしだいに希薄になってしまっているのではなからうか……。

ひとつ、これからは自分の五感をもっと尊重し、よりよく「知る」ことに、もっと力を注ごうと思っている次第である。

越後風船共和国

最近、山菜共和国だの酒共和国だのと共和国ブームであるが、越後風船共和国が名乗りを上げたのはこのブームの前。風船とは気球のことであり、日本ではほとんど熱気球を指す。簡単に言うと、プロパンガスを燃やした熱気をナイロン製の袋に詰めて飛ぶ乗り物である。全国で100を越える熱気球のクラブがあるが、新潟県で現在活動しているのはわずかに4つで、日本の熱気球史の草分けである柏崎気球苦楽部、新潟市の風太郎社中、小千谷市の気球組舞夢、そして我が上越バルーンクラブのみである。今は雪でつぶれてしまったが、数々のバルーンニストを育てた柏崎気球会館を本拠地として、県内のクラブが集まったのがこの共和国の始まりである。

この越後風船共和国、他の共和国に負けず劣らず酒が好きな連中が揃っている。フライトをしに集まってくるのだから、酒を飲みに来るのだから解らない場合が多い。そもそも、日本の気球界に朝から宴会をやるという悪習を流行らせたのが、この共和国のリーダーである柏崎なのだから当然かもしれないが…。こんな共和国でも毎年3月下旬、全国から40の気球が集まる小千谷の風船

(財)上越環境科学センター 武田 徹

一揆を主催している。風船一揆も12回を数え日本で2番目に古い大会であり、雪と酒の大会として親しまれている。まだまだ人口が少ない共和国であるが、言葉も風習もすべて皆と同じである。熱気球もなかなかおもしろい乗り物なので、春と秋の早朝、新潟平野や高田平野でぽっかりと浮かんでいるのを見かけたら、ぜひ声を掛けていただきたい。



佐賀市、日本選手権に参加して

検査機関紹介

デンカ分析センター

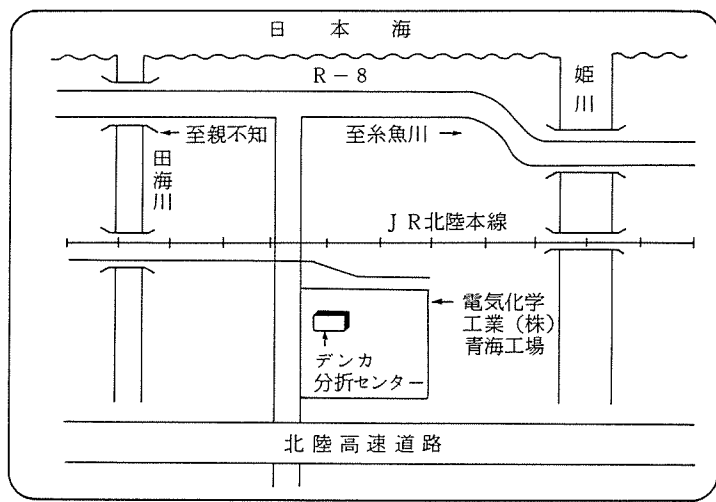
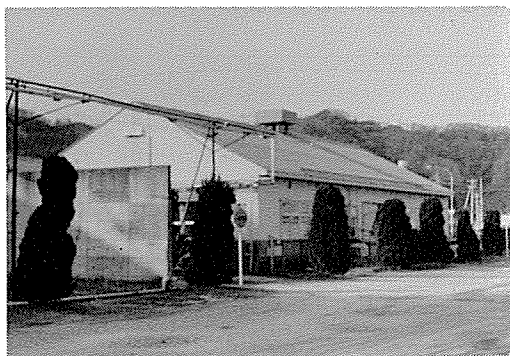
デンカ分析センターは、昭和51年3月、電気化学工業（株）青海工場内に設立、登録され、以来充実した設備と技術力による環境測定に取り組んでおります。

当分析センターは、大気、水質、土壌等の環境測定を行い、富山県の大手企業の依頼測定が主な業務でしたが、最近では社外の測定を休業し、自社業務を専業にしています。

しかし、測定技術の維持向上のため、日環協、民環協等各種の精度管理調査に極力参加し、昭和61年には、日本環境測定分析協会より優良管理事業所として認定された他、2名の測定分析功労者表彰を受けております。

又、昭和52年6月には、作業環境測定機関の登録をし、作業環境測定精度管理事業参加機関証を載いております。

当分析センターは、西頸城郡青海町に位置し、高速道路の海上インターで名所の親不知があります。4,600 mの子不知トンネルを抜けて目に入る海上インターの照明は、イルミネーションとして、特に雨の夜などは素晴らしい景観です。



～ 事業所所在地 ～

〒949 - 03

西頸城郡青海町大字青海 2209

電気化学工業（株）青海工場

デンカ分析センター

TEL 0255（62）6850

消費税法の内容ポイント

本年4月から消費税法が施行されます。

検査業務を行うにあたり、避けて通れない問題です。消費税法の内容ポイントを、次のとおり一覧表にしてみましたので、参考として下さい。

なお、当会としても今後の対応について検討する予定ですので、詳細が決定しだいお知らせします。

	原則	特例	留意点
課税対象	1. 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、及び役務の提供 2. 保税地域から引取られる外国貨物	非課税取引には、土地の譲渡及び貸付けから、有価証券、利子、保険料等、ならびに医療、福祉、教育等の分野の最小限にとどめられています。 なお、詳細は非課税取引一覧表を参照してください。	1. 事業として行われる取引きに限定されます。従って事業として行わない消費者間の取引きは非課税となります。 2. 有償等反対給付の伴う取引きが対象とされ、現物出資、負担付き贈与、代物弁済等も含まれます。 3. 輸入物品は、事業者でなくとも課税されます。ただしノウハウ等の役務の輸入には課税されません。
納税義務者	1. 日本国内で事業を行なう個人または法人 2. 外国貨物を保税地域から引取る個人または法人	1. 課税期間の基準期間における税抜きの課税売上高が3,000万円以下の小規模零細事業者は、納税義務を免除されます。 『課税期間』とは、個人事業者では暦年(1月1日から12月31日まで)、法人では定款等で定められた『事業年度』をいいます。 『基準期間』とは、個人事業者ではその年の前前年、法人では前前期をいいます。 2. 次の場合には、納税義務の免除について、特例が定められています。 (1) 相続があった場合 (2) 法人が合併した場合 (3) 法人が分割した場合	1. 国や地方公共団体、公法人、公益法人も、基本的には納税義務者となります。 2. PTA、同好会等の人格のない社団も、法人とみなして消費税の納税義務者となります。 3. 医師、弁護士、公認会計士、税理士等も納税義務者になります。
輸出取引	輸出等の売上げが免税になり、輸出業者にはその輸出の原価となる仕入等に係る税額が還付されます。		消費税は国内の消費に課税する制度で、国外での消費には課税しないのが国際的なルールです。

	原則	特例	留意点
課税時期	課税時期は、商品、製品については相手方に引き渡したとき、サービスについては、契約を履行した日に資産の譲渡等があったと判断します。	下記の1から3までは、所得税法または法人税法に規定する基準に基づいて計算されている限り、課税時期の特例が受けられます。 1. 割賦賦売の場合 2. 延払条件付販売の場合 3. 長期工事請負の場合 小規模事業者（前前年の不動産所得と事業所得の合計が300万円以下の青色申告者）の場合には、商品等の売上代金の回収時（現金基準）に売上げを計上することができます。	割賦基準や延払基準は、税金の納付を繰り延べるものですが、工事進行基準は、逆に税金を繰り上げ納付することになります。
課税標準	1. 国内の取引については、資産の譲渡の対価 2. 輸入取引については、輸入の際の引取価額		自家消費や、法人が役員に資産を低額譲渡ないし贈与した場合には、時価を課税標準とします。
税率	税率は、3%です。	普通乗用車の税率については、適用日から平成4年3月31日までの経過期間は、6%の税率が適用されます。	
課税計算・仕入税額控除	消費税の基本的な計算は、次のようになります。 非課税の売上げの割合が5%以下の場合 1. 税抜売上の場合 $\text{納付} = \frac{\text{課税額}}{\text{売上高}} \times 3\% - \frac{\text{課税仕入高}}{\text{仕入高}} \times 3\%$ 2. 税込売上の場合 $\text{納付} = \frac{\text{課税額}}{\text{売上高}} \times \frac{3}{103} - \frac{\text{課税仕入高}}{\text{仕入高}} \times \frac{3}{103}$	簡易課税制度 課税期間の基準期間の課税売上高が5億円以下の事業者は、簡易課税制度を選択適用できます。 この制度は、仕入控除額を課税売上に係る税額の80%（卸売業者は90%）とみなして計算することをいいます。 算式は次のようになります。 1. 一般の事業者の場合 $\text{納付税額} = \text{課税売上高} \times 0.6\%$ 2. 卸売業者の場合 $\text{納付税額} = \text{課税売上高} \times 0.3\%$ なお、簡易課税制度を選択した場合には、2年間変更はできません。 限界控除 課税期間の課税売上高が6,000万円に満たない事業者に適用され、算式は次のようになります。	1. 消費税は、原則としてすべての取引を課税対象とするために、製造、卸売、小売などの各段階で課税され、二重、三重の課税が累積されます。このような課税の累積を排除しようとするのが仕入税額控除です。 2. 課税売上または課税仕入の合計額には、消費税の3%は含まれません。 3. 課税売上には、非課税取引の地代収入、受取利息等は入りません。 4. 課税仕入には、給与、支払地代、支払利息等は入りません。 5. 課税仕入の計算に当たっては、免税事業者からの仕入等、それに消費税が含まれているか否かに関係なく、すべて消費税が含まれているものとして計算します。

	原 則	特 例	留 意 点
課 税 計 算 ・ 仕 入 税 額 控 除	<p>非課税売上の割合が5%を超える場合</p> <p>1. 個別対応方式 2. 比例配分方式</p> <p>特殊な場合の税額控除</p> <p>1. 仕入れについて値引き、返品、割戻しがあった場合の仕入税額控除。 仕入 返還を受けた金額に係る税額</p> <p>2. 売上げについて値引き、返品、割戻しがあった場合の控除。 課税期間 値引き等に係る消費税額</p> <p>この場合、控除し切れない金額があるときには、申告書により還付を受けることができます。</p> <p>3. 仕入税額が売上税額より多い場合。申告書を提出することにより、還付を受けることができます。</p> <p>4. 貸倒れがあった場合 売掛金等が値倒れになったときにはその日の属する課税期間の売上げに対する税額から貸倒れに係る税額を控除します。</p>	<p>本来納付す 課 税 額 - 3,000 万円 べき消費税 × 売上高 額 3,000 万円</p> <p>非課税売上高が5%を超える場合</p> <p>個別対応方式、比例配分方式の課税売上割合に、税務署長の承認を受けて、従業員数、床面積割合等の合理的方法によって配分することができます。</p>	<p>6. 仕入税額控除を受けるためには、その事実を記載した帳簿や請求書等を保存しておかなければなりません。</p>
課 税 期 間	<p>1. 個人事業者……暦年 2. 法人……事業年度</p>	<p>1. 個人事業者……1月1日から3カ月ごとに年4回 2. 法人……事業年度開始の日から3カ月ごとに区分した各期間</p>	<p>1. 特例を受けようとする場合には、個人は前年の12月31日までに、法人は事業年度の開始前までに、届出書を提出する必要があります。</p> <p>2. 一度届出書を提出すると、2年間に変更できません。</p>

	原 則	特 例	留 意 点
申 告 ・ 納 付 ・ 還 付	<p>中間申告・納付</p> <p>事業者は、課税期間開始の日以後6カ月経過した日から2カ月以内に、直前の課税期間の確定申告書の半分の金額を申告納付しなければなりません。</p> <p>ただし、その金額が30万円以下の場合には、申告・納付の必要がありません。なお、仮決算をした場合には、実額で申告・納付することになります。</p>		
	<p>確定申告・納付</p> <p>事業者は課税期間の末日の翌日から2カ月以内に確定申告・納付をしなければなりません。</p> <p>ただし、相続があった場合には相続人が、法人が合併した場合には合併法人が、申告義務を承継します。</p>		
	<p>輸入品の申告・納付</p> <p>輸入取引については、課税貨物を保税地域から引取るときまでに、税関長に申告書を提出して、消費税を納付しなければなりません。</p>	<p>なお、担保を提出した場合には3カ月以内の納期延長が認められます。</p>	

非課税取引一覧表

区 分	項 目	留 意 点
土地の譲渡及び貸付け	土地（借地権を含む）の譲渡および貸付け（一時的に使用させる場合は除く）	地代は非課税ですが、建物の貸付けに伴う家賃は課税対象です。ただし貸家や貸マンションを数件もっているくらいの小規模の家主は、課税売上高3,000万円以下の事業者該当し、納税義務が免除されるでしょう。

区分	項目	留意点
有価証券等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国債証券、社債券、株券等の有価証券、登録債、合名会社、協同組合等の社員・組合員の持分、譲渡性預金証書等の金融債券等の譲渡 2. 銀行券、硬貨、小切手等の譲渡 	<p>ゴルフ会員券は、事業として売買した場合には、課税対象になります。</p> <p>古銭等の収集品には、課税されます。</p>
利子、保証料、保険料収入	貸付金等の利子、信用保証料、合同運用信託・公社債投資信託の信託報酬、保険料等	
郵便切手等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国や郵便切手販売所等の所定の場所における郵便切手類および印紙の譲渡 2. 地方公共団体等の行う証紙の譲渡 	封書や葉書の郵便料金は、課税されません。
物品切手等	商品券等の物品切手の譲渡	<p>テレホンカードやオレンジカードも、非課税となります。</p> <p>国や地方自治体の有料道路料金、公団住宅の家賃、火葬の料金には課税されます。</p>
国、地方公共団体等の手数料	国、地方公共団体等が法律に基づいて行う登記、登録、特許、免許等の事務に係る役務の提供（手数料等の徴収）	
国際郵便為替等	国際郵便為替、国際郵便振替、ならびに一定の外国為替業務および両替業務	
社会保険診療	健康保険法等の医療保険各法、老人保健法、身体障害者福祉法、労働者災害補償保険法に基づいて行われる医療の給付、自動車損害賠償保障法の損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する支払いに係る療養	お産は課税対象になります。また健康診断、人間ドック、整形手術等の自由診療は課税対象です。さらに、差額ベッドの差額部分や医薬品、医療器具も課税対象になります。
社会福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業法、更生緊急保護法に規定する事業 2. 児童福祉法に規定する助産施設、保育所の事業 	身体障害者や寝たきり老人の在宅サービスは、いまのところ非課税となっています。
学校教育	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、短大、高等専門学校、専修学校、修業年限1年以上の各種学校等の授業料と受験料	<p>入学金や施設負担金は、課税対象になります。また高校生以上が使う教科書や教材も課税対象になります。</p> <p>短期の修学である学習塾、カルチャーセンター、自動車教習所、家庭教師は課税対象になります。</p>
外国貨物	保税地域から引取られる有価証券、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等	

新潟県民間環境検査機関協議会会員名簿

● 正 会 員

機 関 名	住 所	電話番号
財新潟県環境衛生研究所	〒959-02 西蒲原郡吉田町東栄町 8-13	93 - 4509
財新潟県保健衛生センター	〒951 新潟市白山浦 2-180-5	267 - 8191
社 新潟県薬剤師会	〒951 新潟市関屋田町 1-39 加門不動産ビル 2階	267 - 2131
財上越環境科学センター	〒942 上越市大字下門前字塩辛 231の2	43 - 7664
社新潟県環境衛生中央研究所	〒940 長岡市新産 2-12-7	46 - 7151
財日本気象協会 新潟公害試験所	〒950 新潟市幸西 4-4-1	243 - 4791
財二市北蒲原郡 総合健康開発センター	〒957 新発田市本町 4-16-83	24 - 1145
コーペンジェニアリング 財 新潟分析センター	〒950 新潟市榎町 3	273 - 8176
電気化学工業 財 青海工場 デンカ分析センター	〒949-03 西頸城郡青海町大字青海 2209	62 - 6850
協和ガス化学工業 財 中条工場分析センター	〒959-26 北蒲原郡中条町協和町 4-7	43 - 4193 43 - 2360
財環境技研分析センター	〒950 新潟市網川原 2丁町 33-26	284 - 6500
日揮化学 財 新津事業所 環境測定センター	〒956 新津市滝谷本町 1-26	24 - 3811
東北緑化環境保全 財 新潟事業所	〒950 新潟市桃山町 2-200	274 - 1425
財日軽技研分析センター 新潟支所	〒950-31 新潟市太郎代 1572-19	255 - 3141
社 県 央 研 究 所	〒955 三条市吉田 1411 - 甲	34 - 7072

(順不同)

● 賛助会員

機 関 名	住 所	電話番号
多田理化 財 新潟営業所	〒950 新潟市笹口 2-7-17	243 - 1709
北 陸 工 機 財	〒942 上越市中央 3-14-34	43 - 2434
タケショー 科学 財	〒950 新潟市網川原 664-335	285 - 0671
財 ニ チ エ ー	〒951 新潟市川岸町 2-8-2	265 - 1151
財 マ ル タ ケ	〒950 新潟市上所 3-13-1	283 - 1171
アドバンテック 東洋 財 新潟営業所	〒950-21 新潟市流通センター 2-3-3	260 - 7788
財 新 潟 コ ン ゴ ー	〒950 新潟市竹尾御新町 752-1	275 - 8146
鍾 通 化 学 薬 品 財	〒951 新潟市関新 1-7-22	231 - 7121
和 光 純 薬 工 業 財	〒950 新潟市米山 4-1-23	241 - 0380
池田理化工業 財 新潟営業所	〒950 新潟市上所 3-5-10	285 - 9277
財 吾 妻 計 器	〒950 新潟市笹口南 1-9-10	247 - 8386
財 広 川 製 作 所	〒951 新潟市東中通 1-86-70	229 - 2616
寺 井 科 学 器 械 財	〒951 新潟市東中通 1-186-1	229 - 1198
三星金属工業 財	〒959-12 燕市井土巻 1822	63 - 3211

(順不同)



・ 諸般の事情により発行が遅くなりましたことを、冒頭にお詫びいたします。

・ 4月から施行される消費税について集めた資料をもとにポイントをまとめてみました。一部非課税があるとしても、取引高の3%が税となるとその影響は大きいものがあるようです。

当協議会としても今後役員会等で対応を検討しますが、当面研修会の開催を予定しています。(詳細については後程お知らせします。)

・ 今年もよろしく願いいたします。